

第15節 住宅の確保体制の整備

住宅の確保体制の整備

- 総務課防災危機管理室
- 建築政策課

【基本方針】

地震・津波等の大規模災害が発生した場合に、住家の流出や損壊等により長期の避難が必要となることが多く、民生安定のためには仮設住宅等の確保が重要となる。そのため、市は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

【計画目標】

地震・津波災害時における住宅確保体制の整備計画は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第14節「住宅の確保体制整備計画」に準ずる。

第16節 保健衛生・防疫体制の整備

保健衛生・防疫体制の整備

- 環境課
- 学校教育課
- 農林水産課

【基本方針】

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、保健福祉環境事務所や家畜保健衛生所等の関係機関との連携・協力のもと、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

【計画目標】

地震・津波災害時における保健衛生や防疫体制の整備計画は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第15節「保健衛生・防疫体制整備計画」に準ずる。